

比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部研究倫理委員会規程

(目的)

第1条 比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部研究倫理指針（以下「指針」という。）第14の規定に基づき、比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項及び任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 研究倫理指針に関する事項
- (2) 研究倫理教育の実施に関する事項
- (3) 研究者が行う研究の倫理審査に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 委員会は、倫理審査を希望する研究者からの申請があったときには、審査部会を設置し、書面による予備審査を付託する。予備審査及びそれに基づく合議審査の結果、必要があると認められるときには、委員会は、研究者に対して、適切な指導及び助言を行う。

3 委員会は、研究倫理に関する苦情、相談等に対応する。

4 委員会は、研究者の研究倫理に反する重大な違反行為があると認められる場合は、学長に報告し、学長は適切な措置を講じる。

5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要があるときは、その結果を学長に報告又は提案する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 短大部長

2 委員は、学長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員長は、副学長をもって充てる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって議決する。ただし、第2条第4項に係わる審議事項については、出席委員の3分の2以上をもって議決するものとする。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(倫理審査)

第6条 審査を希望する者（以下「申請者」という。）は、倫理審査申請書（以下「申請書」という。様式は別に定める。）に必要事項を記入のうえ、研究実施日の1か月前までに学長に申請する。

- 2 学長は、申請書を受理したときは、速やかに委員会にその審査を付託する。
- 3 委員会は、審査部会を設置し、書面による予備審査を付託する。
- 4 委員会は、審査部会の書面審査の結果に基づき審議し、審査結果の判定を行う。
- 5 審査結果の判定は、次の各号に掲げる区分のいずれかによる。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 不承認
 - (4) 非該当（審査対象外）

- 6 委員長は、必要と認めたときは、申請者を委員会又は審査部会に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

(審査部会)

第7条 審査部会は、本学教員の中から主査1名、副査2名で構成し、委員長が指名する。なお、委員長が必要と認めたときは、学外者を加えることができる。

- 2 審査部会は、指針に基づき申請内容を審査し、その結果を委員会に報告するものとする。

(審査の結果)

第8条 委員会は、研究倫理審査の結果を学長に報告する。

- 2 審査の結果が、条件付承認あるいは不承認の場合には、審査結果通知にその理由を付記するものとする。
- 3 学長は、委員会の審査結果を受け、審査結果通知書（様式は別に定める。）により、速

やかに申請者に通知するものとする。

4 審議の経過及び審査結果は、記録として保存し、個人情報等で公開が不適当と認められるものを除き、請求に応じてその情報を公開するものとする。

(再審査)

第9条 審査の判定に異議がある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請は、異議の対象となる審査結果の通知を受けてから、1月以内に行うものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学長課において処理する。

附 則 (平成21年7月27日制定)

この規程は、平成21年7月27日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月23日改正)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月5日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月27日改正)

この規程は、令和5年12月27日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。